

玄海原子力発電所4号機 第9回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条(定期検査)

電気事業法第55条(定期事業者検査)

2. 定期検査又は定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

- (1) 燃料の取替え

燃料集合体193体のうち72体を新燃料に取り替えた。

以 上